

令和4年12月13日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

安全安心対策
特別委員会資料

目 次

- 1 安全・安心な住まいづくりについて
 - (1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて 1
 - (2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について 4
 - (3) 良質な住宅ストックの形成について 6

- 2 水道広域化の取組について
 - (1) 神奈川県水道広域化推進プラン（素案）について 8

- 3 県内米軍基地の状況等について
 - (1) 県内米軍基地の状況について 12
 - (2) 米軍基地を巡る最近の動向について 16
 - (3) 在日米軍の県防災訓練への参加について 29
- 参考 31

1 安全・安心な住まいづくりについて

人口減少・少子高齢社会が到来する中、近年、気候変動の影響などによる自然災害が激甚化・頻発化し、住まいや地域の安全・安心の確保に向けた取組が一層重要となっている。

一方で、コロナ禍により生活に困窮する方が増えており、低額所得者や高齢者など、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの強化が求められている。

本項目では、こうした背景を踏まえ、安全・安心な住まいづくりの推進に向けた、令和4年度の主な取組について報告する。

(1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて

大規模な地震災害、風水害等の発生に備え、住宅や宅地の耐震化対策等を推進することにより、災害に強い住まい・住宅地の形成を図るとともに、災害時における応急的な住まいの確保など、震後対策を推進する。

ア 住宅の耐震対策

平成19年に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、生活の中心となる住宅の耐震化の目標や施策を定め、住宅の耐震化に取り組む所有者等を総合的に支援している。

また、国が住宅等の耐震化の目標を見直したため、令和3年度末に計画改定を行い、新たな目標を定め、取組を進めている。

(7) 情報提供と普及啓発

住宅の所有者等に対して、住宅の耐震化に対する意識等の向上を図るために、市町村の防災イベント等でセミナーを行うとともに、耐震化に係るパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を県窓口等に配架し、イベントの際に配布するなど、普及啓発に取り組んでいる。

また、住宅の耐震化について、ホームページに簡易な耐震診断や補強方法等を掲載し、動画配信を行うこと等で広く情報を提供している。

(4) 窓口相談と技術者養成

各土木事務所等の「建築物等耐震相談コーナー」や建築関係団体による耐震相談窓口を活用し、耐震相談体制の充実を図っている。

また、耐震改修に関する知識をさらに高めてもらうため、建築士等の技術者を対象に木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を行っている。

(ウ) 各種支援の実施

耐震診断、改修に対する、国や県、市町村の補助制度をホームページ等で周知するとともに、改定した県耐震改修促進計画の推進に取り組むため、市町村に対して、除却等を含めた補助制度の創設や拡充の働きかけを行っている。

イ 宅地耐震化の推進

平成 7 年の阪神淡路大震災や平成 16 年の新潟県中越地震などの大地震時に、大規模な盛土を行った造成宅地において滑動崩落による災害が多数発生したことを契機に、国土交通省は平成 18 年に宅地耐震化に係る法改正と、宅地耐震化推進事業の創設を行った。

これを受け、県は、同事業を活用して県内の大規模盛土造成宅地の耐震化対策に取り組んでいる。

(7) 取組状況

耐震化対策は、変動予測調査の段階と、耐震性に問題がある造成宅地について滑動崩落対策工事を行う段階に分かれる。

県内においては、県と宅地造成等規制法を所管する 12 市がそれぞれ変動予測調査に取り組んでいる。

県は、所管区域内における大規模盛土造成宅地の抽出を平成 22 年度から開始し、現在は、優先的に盛土の安定性の確認が必要とされた盛土 4 箇所について、詳細調査を進めている。

(4) 今後の取組

調査の結果、耐震性に問題があると認められる造成宅地については、法令に基づき「造成宅地防災区域」の指定を行うなどして、土地所有者等に必要な対策工事を講じることを求めていく。

また、対策工事については、実施主体となる土地所有者等が円滑に進められるよう、技術情報の提供や調査・対策費用に係る縮減策の助言など、必要な技術的支援を行っていく。

ウ 震後対策の推進

県及び市町村は、地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、民間建築士等の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定活動を行うとともに、判定活動体制の整備に努めている。

併せて、応急仮設住宅の迅速な供給や公営住宅等の一時提供、被災住宅の再建支援などに取り組み、震後対策を推進する。

(7) 応急危険度判定の体制

県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「県協議会」という。）において、判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）や判定士を指揮監督する判定コーディネーターの養成等を行っている。

また、判定活動に必要なヘルメット等の資機材を事前に準備する等、応急危険度判定の体制整備を行っている。

さらに、国、都道府県、建築関係団体からなる全国被災建築物応急危険度判定協議会では、都道府県相互間の判定士の派遣等について事前調整等を行い、円滑な判定体制の整備に努めている。

(イ) 応急危険度判定士の養成

県協議会は、判定士の養成・知識の充実を図るため、講習会を実施している。

また、市町村職員を対象に判定コーディネーターを養成するため、演習を行っている。

(ウ) 応急危険度判定実施実績（県外への派遣実績）

時期	地震	延人数
平成 7 年	阪神・淡路大震災	171 名
平成 15 年	宮城県北部地震	3 名
平成 16 年	新潟県中越地震	265 名
平成 19 年	新潟県中越沖地震	178 名
平成 23 年	東日本大震災	8 名
平成 28 年	熊本地震	198 名

※ 延人数は、県及び市町村の職員の合計

(エ) 応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会や一般社団法人プレハブ建築協会など、関係団体と災害時における応急仮設住宅の供給に関する協定を締結して、大規模災害の発生に備えるとともに、県や市町村、関係機関による訓練を実施し、対策の強化に努めてきた。

今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、発災時に応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、実践的な訓練等を行い、災害に備えた供給体制を整備強化していく。

(オ) 公営住宅等の一時提供による被災者への住宅支援

東日本大震災や令和元年台風等において、市町村等と連携しながら、公営住宅等を活用して住宅の一時提供を行った。

また、コロナ禍や地域紛争等世界情勢の変化に対応して、県営住宅や市町村営住宅、県住宅供給公社の賃貸住宅を活用し、ウクライナから避難してきた方に一時提供を行うなど、関係機関が連携して取り組んでいる。

(カ) 被災住宅再建支援の取組

大規模災害発生時において、住宅再建に関する相談体制を速やかに構築できるよう、一般社団法人神奈川県建築士会等の関係団体と協定を締結している。

今後、発災時に迅速かつ効果的な再建支援が行えるよう、県・市町村・関係機関による訓練を実施するなど、連携の強化を図っていく。

(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について

高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核とした公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進している。

ア 健康団地の取組の推進

(ア) 建替えの推進

県営住宅は、今後建替え時期を迎える住宅が急増するとともに、施設の老朽化などから、年々空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

そこで、この悪循環から脱却するため、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定し、今後の整備は建替えに集中することとした。

県営住宅は、住宅セーフティネット制度の中核として、今後も長期にわたって需要が見込まれることから、現状の4万5千戸を維持し、住宅確保要配慮者の入居促進に取り組んでいく。

(イ) コミュニティづくりの拠点整備

建替えにより県営団地のバリアフリー対応を図るとともに、地域に開かれたコミュニティづくりの拠点の整備を進める。

その拠点等を活用して、入居者、近隣住民、市町、福祉団体等と連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。

また、既存団地の空き施設を活用して、市町や地域の福祉団体等と連携しながら、入居者が身近にサービスを受けられる拠点の誘致に取り組んでいる。

イ 住宅セーフティネット制度の推進

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間の賃貸住宅の空き家を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を供給するもので、令和4年10月末までに県内で約3万6千戸を登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行うNPO法人等を、居住支援法人として、令和4年10月末までに22法人を指定した。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供し、地域に開かれた高齢者生活支援施設を併設した、バリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅で、令和4年10月末までに県内で約1万5千戸を登録した。

また、バリアフリーなど住宅の仕様や構造、設備等の住宅の質や生活支援サービスなどの運営管理の質を確保するため、事業者に対する講習会や定期報告の徴収、立入検査等を実施している。

(3) 良質な住宅ストックの形成について

良好な住宅ストックの形成に向け、省エネルギー性能を備えた長期優良住宅を普及促進するとともに、マンションや空き家の適正な管理などを推進し、安全で安心な住まいまちづくりに取り組んでいる。

ア 長期優良住宅の普及促進

(7) 長期優良住宅の概要

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅で、所管行政庁が建築計画及び一定の維持保全計画について、長期優良住宅建築等計画等として認定した住宅をいう。

(イ) 認定制度の目的等

長期優良住宅の認定制度は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的とする。

認定を受けた場合、税制優遇や住宅ローンの金利の優遇等を受けることができ、令和4年度は10月末までに約590件を認定した。

(ウ) 長期優良住宅認定制度の周知

認定制度について、ホームページでの案内や、県窓口でのチラシの配架、建築関係団体等に周知するなど、長期優良住宅の普及促進に取り組んでいる。

イ マンションの適切な維持管理

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの管理組合が作成した管理計画を、地方公共団体（事務主体は市、町村部は都道府県）が適切な計画として認定できる制度が施行された。

マンション管理組合がこの認定制度を活用するためには、市や県が、「マンション管理適正化推進計画」を策定する必要がある。（県内では県、横浜市、厚木市が策定済み。）

令和4年度は、全市町村が参加するマンション行政実務者会議を開催し、市町村に対してマンション施策等に関する情報共有や意見交換を行い、計画策定や適正管理の取組を促していく。

また、管理組合に対しては、マンション管理士や建築士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣や、マンション管理・再生セミナーを実

施し、併せて管理計画認定制度の活用を促していく。

ウ 空き家対策の促進

不動産団体等と組織する「神奈川県居住支援協議会」において、空き家問題への対応をまとめたマニュアルを作成するなど、対策を担う市町村の支援に取り組んでいる。

令和4年度は、令和3年度に構築した、法律などの専門家の団体と連携し、市町村からの相談をワンストップで受ける体制を活用し、市町村の空き家対策を支援するとともに、空き家の未然防止に向け、「空き家にしない『わが家』の終活ノート」の周知に努める。

2 水道広域化の取組について

(1) 神奈川県水道広域化推進プラン（素案）について

ア 目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を策定する。

イ 検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

圏域	水道事業者等
県東部	神奈川県企業庁※、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、神奈川県内広域水道企業団（以下、企業団）
県中部	神奈川県企業庁※、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
県西部	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、神奈川県企業庁(箱根地区水道事業)

※ 箱根地区水道事業を除く。県東部と県中部圏域を兼ねる。

ウ 経営の分析

(7) 水道事業者等の現状分析

- 本県の水道事業は、従前から広域化及び水道施設等の共同化に取り組んでいる。
- 地域の特性に応じた水道施設等の整備が進められた結果、全国的に見ても安価な水道料金で、安定的な給水が実現している。
- 水道施設の老朽化が進行している。
- 若年層の職員が少なく、職員の年齢構成に偏りが生じている。

(4) 現行の経営形態を継続した場合の将来見通し(推計期間:令和3~47年度)

- 給水人口の減少に伴い有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、令和2年度実績に対し、令和47年度には県全体で約8割に減少する。
- 老朽化した水道施設の更新費用は、平成27年度から令和元年度までの5年間の実績平均に対し、令和47年度には県全体で約1.6倍に増加する。
- 現状の運営状況を料金改定により維持した場合、水道料金は令

和元年度末時点と比べて、令和 47 年度には県全体で約 1.4 倍に増加する。

- 若年層の職員が少なく、年齢構成に偏りが生じているため、職員の確保及び技術継承に課題がある。

(ウ) 広域化した場合の将来見通し(推計期間:令和3~47年度)

- 国が示すいずれの広域化パターン(施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化・事業統合)においても、広域化により費用削減効果が見込まれ、現行の経営形態を継続した場合と比較して水道料金の上昇の抑制が見込まれる。
- 「業務の共同化(施設の共同化・管理の一体化)」による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約 303 億円、建設改良費が約 890 億円となる。
- 広域連携を推進することで、事務負担の軽減や組織強化による職員の技術水準向上・技術継承が期待できる。

エ 今後の広域化の推進方針

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

(7) 広域連携の調整・推進

- 広域化シミュレーションの結果、全ての広域化パターンにおいて、将来の費用及び水道料金の上昇に対して削減効果が見られたことから、段階的に「業務の共同化」から、具体的な連携方策の検討を始める。
- プランにおける圏域や広域化パターン以外であっても、効果が見込まれる連携方策については、積極的に連携を推進する。
- プラン策定後も、圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を継続する。
- 国等の関係機関との調整を図りながら、多様な広域連携を着実に推進していく。

(4) 多様な視点からの調整・推進

- 地球温暖化防止への取組や気候変動への対応等、広い視点からも検討を行うこととし、上流から優先的に取水するなど、位置エネルギーを有効活用した取送水系統にすることで環境負荷低減に努める。

オ 今後の具体的取組内容

(7) 圏域ごとの取組

a 県東部圏域

【5事業者(神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、5事業者全体で従前から検討している「水道施設の再構築(水道施設のダウンサイジング等)」、「上流取水の優先的利用」、「取水・浄水の一体的運用」に係る取組を進める。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

b 県中部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(イ) 広域連携の推進役としての県の取組

a 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合(経営の一体化・事業統合)」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。

b 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに、国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。

カ プラン策定に係る今後の予定

- 令和4年12月 ・ 「プラン(素案)」の県民意見募集を実施(～令和5年1月)
- 令和5年2月 ・ 神奈川県水道事業広域連携調整会議開催
- ・ 神奈川県水道ビジョン検討会開催
- 3月 ・ 第1回県議会定例会に「プラン(案)」を報告
- ・ 「プラン」策定・公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 「神奈川県水道広域化推進プラン(素案)」

3 県内米軍基地の状況等について

(1) 県内米軍基地の状況について

ア 県内提供施設数と面積の推移

時 点	提供施設数	面 積
昭和27年 平和条約発効時 (旧安保条約発効時)	162	35,861 千㎡
昭和35年 第2次安保条約発効時	79	28,978
令和4年12月1日現在	12	17,386

注 千㎡未満は、四捨五入

イ 県内提供施設一覧表

(令和4年12月1日現在)

	施 設 名	軍別	土地面積 (千㎡)	所 在 地
◎	根岸住宅地区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
	横浜ノースドック	陸	523	〃 (神奈川区)
	鶴見貯油施設	海	184	〃 (鶴見区)
	吾妻倉庫地区	〃	802	横須賀市
	横須賀海軍施設	〃	2,363	〃
	浦郷倉庫地区	〃	194	〃
○	池子住宅地区及び 海軍補助施設	〃	2,884	逗子市・横浜市(金沢区)
○	相模総合補給廠	陸	1,967	相模原市(中央区)
	相模原住宅地区	〃	593	〃 (南区)
	キャンプ座間	〃	2,292	相模原市(南区)・座間市
	厚木海軍飛行場	海	5,056	綾瀬市・大和市
	長坂小銃射撃場	〃	97	横須賀市
計 (12施設)			17,386	

注1 土地面積は、防衛省が公表している最新情報による。

注2 ◎は全部返還、○は一部返還が合意されている施設。

注3 面積は四捨五入しているため、計と一致しない。

注4 長坂小銃射撃場は自衛隊が管理し、期間を定めて米軍が共同使用をしている。

ウ 各提供施設の状況

(令和4年12月1日現在)

	施設名	所在地	現況
1	根岸住宅地区	横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されてきた（平成27年12月、居住していた米軍の全世帯が退去）。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、全部返還の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。</p> <p>令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。</p> <p>国が進めている原状回復作業については、令和4年11月11日、当初計画では本年12月の完了を目指してきたが、更に一定期間を要する見込みであり、返還、引渡しもその後になる予定である、との情報提供が国からあった。</p>
2	横浜ノースドック	横浜市	<p>在日米陸軍基地管理本部等の管理下で、米陸軍第836輸送大隊等の物資搬出入業務等に使用されている。</p> <p>令和3年3月31日に土地約1,400㎡及び工作物の一部が返還された。</p>
3	鶴見貯油施設	横浜市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、消防署の整備について合意された。</p>
4	吾妻倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料・艦船燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成25年10月11日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
5	横須賀海軍施設	横須賀市	<p>在日米海軍司令部をはじめ、横須賀基地司令部、海軍艦船修理廠などが所在し、在日米海軍、米第7艦隊等の支援基地となっている。</p> <p>米第7艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ、原子力空母ロナルド・レーガンなどのいわゆる母港となっている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、独身下士官宿舎の整備について合意された。</p>
6	浦郷倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、同基地兵器部の本部、弾薬物揚場、弾薬庫として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、艦船への弾薬の積み下ろし作業の安全な運用等を確保するため、棧橋の整備について合意された。</p>

	施設名	所在地	現況
7	池子住宅地区 及び海軍補助 施設	逗子市 横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>逗子市域の一部土地等約40haについては、平成26年11月30日から共同使用が開始され、平成27年2月1日から「池子の森自然公園」として市民利用が開始された。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、横浜市域の飛び地の返還と横浜市域への住宅建設の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年の日米合同委員会合意を見直し、横浜市域の住宅建設の取り止めと、逗子市域への生活支援施設、消防署等の整備について合意された。</p>
8	相模総合補給廠	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、物資保管、修理などの兵站業務を担っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成26年9月30日に、JR相模原駅前の土地と西側野積場の一部土地合計約17haが返還され、平成27年12月2日から約35haの共同使用が開始された。また、平成25年10月17日の日米合同委員会で、北側部分の土地約8,900㎡等の返還が合意された。</p> <p>平成26年9月の返還地の一部に、平成29年4月に南北道路が、平成30年3月に東西道路が整備された。</p> <p>平成27年12月からの共同使用地の一部に、令和2年11月に「相模原スポーツレクリエーションパーク」が整備された。</p> <p>平成30年10月16日に、既存のミサイル防衛能力を高めるため、第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始された。</p>
9	相模原住宅地区	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>平成21年3月3日に土地約1,100㎡が返還された。</p>
10	キャンプ座間	相模原市 座間市	<p>米陸軍第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部が所在している。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成19年12月19日に第1軍団(前方)司令部が発足し、平成28年2月29日にキャンプ座間の座間市域の一部土地約5.4haが返還された。その後、当該返還地の一部に、平成28年4月1日には座間総合病院が開院され、平成30年2月13日には座間市消防庁舎が開庁された。</p>

	施設名	所在地	現況
11	厚木海軍飛行場	綾瀬市 大和市	<p>在日米海軍厚木航空施設司令部の管理下で、第5空母航空団等が使用し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告において、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が合意された。空母艦載機部隊の移駐については、平成29年8月から段階的に実施され、平成30年3月30日に完了した。</p> <p>平成29年9月30日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>
12	長坂小銃射撃場	横須賀市	<p>陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理下で、覆道式射撃場として使用され、米軍が期間を定めて共同使用している。</p>

県内提供施設配置図



(2) 米軍基地を巡る最近の動向について

ア 厚木基地周辺における騒音

(7) 空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

a 騒音調査について

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。測定データや調査結果に基づき、騒音状況の概況を取りまとめた。

b 比較対象の期間

厚木基地では、平成30年3月に、空母艦載機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

移駐前の平成26年度から平成28年度の騒音データと、移駐完了後の平成30年度から令和3年度、及び令和4年4月から9月までの騒音データとで比較した。

c 調査項目

騒音測定回数（70dB・5秒以上継続）及び100dB以上の騒音測定回数について、測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点のデータにより、移駐前・後で比較した。

Lden^{*}については、全11地点の測定地点について、移駐前・後で比較を行った。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、国際的に使用されている航空機騒音の評価指標であり、環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用いられている。（単位はdB）

d 調査結果概要 <詳細は「参考」参照>

調査項目ごとに、空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

(a) 騒音測定回数

北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年20,000回から21,000回程度の騒音が測定されていた。一方、移駐後の平成30年度から令和4年度は、年13,000回から15,000回程度で推移している。

(b) 100dB以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数を比較すると、北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年2,000回から2,400回程度測定されていた。移駐後の平成30年度から令和4年度は、年30回から100回程度となっている。

(c) Lden

各騒音測定地点のLdenの状況をみると、移駐前の平成26年度から28年度と、平成30年度から令和4年9月までとで比較すると、11箇所各地点で10dBから15dB程度減少した。

e 騒音状況の概況

令和4年9月までの騒音状況は、平成30年3月の空母艦載機部隊移駐完了後、騒音が減少していることが確認できた。

加えて、ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると、騒音減少は、空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が多いと考えられる。

騒音の減少は、滑走路至近だけではなく、全11か所の測定地点で確認できている。

以上のことから、これまでのところ、移駐により、空母艦載機の飛来頻度が減少し、広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で、北1km及び南2kmの測定地点においては、令和3年度は令和2年度と比較して100dB以上の騒音測定回数がやや増加傾向にあることや、厚木基地で着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると、引き続き注視が必要である。

※ 環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において、専ら住居の用に供される地域における基準値は、Ldenの年間平均値57dB以下とされている。

f 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については、令和4年10月28日開催の厚木基地騒音対策協議会※で報告した。

※ 厚木基地騒音対策協議会は、県及び厚木基地周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市)で構成。

(イ) 航空機騒音等の推移

a 最近の夜間連続離着陸訓練(NLP)の実施状況

	厚木基地	硫黄島
平成24年5月	22日～24日	9日～17日
平成25年6月	—	2日～10日、12日～14日 21日～24日
平成26年5月	—	10日～20日
平成27年5月	—	6日～14日
平成28年5月	—	4日～12日、28日～6月1日
平成28年8月	—	23日～27日、29日、30日
平成29年5月	—	2日～12日
平成29年9月	1日～5日 (3日を除く)	
平成30年5月	—	3日～25日
令和元年5月	—	10日～18日

	厚木基地	硫黄島
令和2年5月	—	14日～22日、26日 6月7日～10日
令和3年5月	—	5日～15日
令和4年5月	—	5日～20日

注 平成24年5月は昼夜を問わず、平成29年9月は日中、厚木基地で空母艦載機着陸訓練が行われた。

b 騒音測定回数

年 度	滑走路北端から北約1km	滑走路南端から南約2km
平成24年度	1 9, 7 4 4	1 5, 6 6 9
平成25年度	2 2, 2 2 9	1 7, 5 2 0
平成26年度	2 0, 7 9 5	1 5, 3 3 7
平成27年度	2 0, 3 8 8	1 5, 1 4 2
平成28年度	2 1, 3 3 9	1 6, 4 6 3
平成29年度	1 8, 1 0 8	1 2, 8 2 7
平成30年度	1 4, 8 8 9	1 0, 3 3 6
令和元年度	1 3, 0 9 9	9, 6 7 6
令和2年度	1 3, 5 7 8	9, 6 5 1
令和3年度	1 4, 8 0 9	1 0, 8 4 3
令和4年度	7, 7 6 5	5, 5 0 2

注 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。令和4年度は、令和4年9月末現在

c 苦情件数

年 度	大和市	綾瀬市	藤沢市	相模原市	海老名市	座間市	横浜市	神奈川県	合 計
24	1,686	1,744	502	926	250	633	314	1,477	7,532
25	1,109	1,116	489	1,001	74	393	290	1,934	6,406
26	735	1,052	514	703	43	432	194	1,650	5,323
27	660	708	383	566	53	322	145	1,577	4,414
28	790	652	396	712	37	359	106	2,576	5,628
29	1,007	850	263	463	114	256	149	1,616	4,718
30	173	255	29	63	24	46	86	406	1,082
R元	126	287	34	20	16	104	71	258	916
R2	155	363	29	56	20	64	63	288	1,038
R3	248	281	63	86	24	31	46	308	1,087
R4	232	158	36	47	8	25	23	148	677

注1 神奈川県分には川崎市、平塚市、鎌倉市、茅ヶ崎市、東京都町田市が受けた苦情を含んでいる。

注2 令和4年度は、令和4年9月末現在

(ウ) 県の取組み

a 空母艦載機部隊移駐後の騒音状況

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに、基地関係市とも連携し、騒音軽減に向けた取組みを進めていく。

b 空母艦載機着陸訓練や日常的な航空機騒音問題に関する取組み

着陸訓練の硫黄島での全面実施に向け、積極的に米側との調整を行うことや、恒常的な訓練施設を早急に確保することなどを、

国に対し強く働きかけている。また、日常的な航空機騒音の軽減のため、飛行禁止時間の延長や、土曜・日曜・祝日や年末年始等の飛行禁止などを国に求めている。

c 住宅防音対策の充実に向けた取組み

厚木基地周辺の住宅防音工事について、公平かつ迅速な事業実施や、建築年次にかかわらない告示日以降の全ての新增築住宅への助成等を国に働きかけている。

イ 原子力艦の安全対策の確保

(ア) 経緯

平成20年9月25日 空母キティホークに替わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地に入港

平成27年10月1日 原子力空母ジョージ・ワシントンに替わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港

(イ) 安全航行確認体制等

a 安全航行確認体制

国は、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることに伴い、JR横須賀駅近傍に「横須賀原子力艦モニタリングセンター」(原子力艦放射能調査専門官が常駐)を新設するとともに、従来4基あったモニタリングポストを6基増設し計10基設置したほか、モニタリングボートに加えモニタリングカーを配置し、安全航行確認体制の強化を図っている。

b 災害に係る訓練

日米両国政府、横須賀市、県が参加する「日米合同原子力防災訓練」を平成19年より実施している。

(ウ) 原子力軍艦の寄港状況 (令和4年1月1日～11月30日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1036)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(R3.10.16) ～ R4.5.8	128
1037	ミズーリ	潜水艦	7,800	R4.1.10 ～ R4.1.25	16
1038	ノース・カロライナ	潜水艦	7,800	R4.2.25 ～ R4.3.1	5
1039	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.3.16 ～ R4.3.16	1
1040	スクラントン	潜水艦	6,082	R4.3.18 ～ R4.3.18	1
1041	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.3.20 ～ R4.3.20	1
1042	アッシュビル	潜水艦	6,082	R4.4.4 ～ R4.4.9	6

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
1043	スクラントン	潜水艦	6,082	R4.4.6 ～ R4.4.6	1
1044	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R4.4.18 ～ R4.4.20	3
1045	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R4.5.17 ～ R4.5.20	4
1046	エイブラハム・リンカーン	空母	102,000	R4.5.21 ～ R4.5.26	6
1047	シカゴ	潜水艦	6,082	R4.6.25 ～ R4.6.30	6
1048	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R4.8.15 ～ R4.8.17	3
1049	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R4.8.19 ～ R4.9.12	25
1050	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	R4.9.14 ～ R4.9.17	4
1051	スプリングフィールド	潜水艦	6,082	R4.10.18 ～ R4.10.24	7
1052	シーウルフ	潜水艦	8,060	R4.11.15 ～ R4.11.21	7

入港回数：16回 実日数：190日 延日数：224日
(令和3年の状況 入港回数：17回 実日数：212日 延日数：229日)

(エ) 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和4年1月1日～11月30日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
59cps	66nGy/h	21cps	12nGy/h	59nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値59cpsについては、令和4年4月1日23時04分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

(オ) 県の取組み

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求

めていく。

ウ 県内米軍基地の新型コロナウイルス感染症にかかる感染者数の公表について

(ア) 公表の中止及び再開

a 経緯

令和2年7月以降、在日米軍が実施していた新型コロナウイルス感染症に係る感染者数の公表について、令和4年4月8日、横田の在日米軍司令部が公表を中止し、その後、県内基地においても中止された。

外務省から、在日米軍に再開を働きかけた結果、日米間で公表再開の方針が合意されたとの説明が4月14日にあった。

b 県の対応

4月26日、県知事から外務大臣、防衛大臣に、日米間で合意した方針に基づき、速やかに基地ごとの感染者数の公表を再開するよう、米側に働きかけることを要請した。

c その後の状況

令和4年5月2日に、外務省から県内基地ごとの「直近1週間の1日あたり平均新規感染者数」の情報提供があり、以後、1週間ごとに外務省から情報提供を受け、随時、県ホームページを更新した。

(イ) 公表の取りやめ

a 経緯

9月30日、外務省から、次のとおり通知の取りやめについて米側から説明を受けた旨の情報提供があった。

(米側の説明)

- ・ 最近の在日米軍の新型コロナ感染状況を踏まえ、30日の通知を最後に、感染者数の通知を取りやめる。
- ・ 日米合同委員会合意に基づき実施している米軍基地の医療機関と地元の保健所との間の情報共有は継続する。

b 県の対応

9月30日、外務省に、今後の日本側の感染者数の把握方法の変更や感染状況によっては、速やかに感染者数の通知を再開するよう口頭要請した。

エ 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域の見直しに向けた調査開始

(ア) 制度概要

国は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成、建物の移転補償等を行っており、一定以上の騒音が生じている区域を、住宅防音工事等の対象区域として定めてい

る。

(イ) 4月の情報提供

令和4年4月27日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 令和4年度から5年度にかけて航空機騒音の現状を把握するための騒音度調査が実施される。
- ・ 調査後は、結果を地元関係自治体へ十分説明の上、住宅防音工事等対象区域の見直しを行っていく。

(ウ) 8月の情報提供

令和4年8月30日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・ 令和4年6月20日に令和4年度調査について委託先と委託契約した。
- ・ 令和4年8月31日から厚木基地周辺で騒音度調査を開始する。
(令和4年度調査内容)
 - ・ 基礎データ調査及び予測検証調査
基礎データ調査（実施時期未定）
予測検証調査（8月31日～9月上旬及び冬季）
 - ・ 経路調査（8月31日～9月上旬及び冬季）
 - ・ 飛行回数調査（8月31日～令和5年2月末）
 - ・ 地上騒音の音源位置調査や継続時間及び継続時間調査
音源位置調査（8月31日～9月上旬）
継続時間調査（8月31日～令和5年2月末）

(I) 県の対応

4月27日の情報提供を受け、防衛省に対し、次の事項を口頭で申し入れた。

- ・ 調査にあたっては、騒音状況を的確に把握するとともに、適時適切な情報提供を行うこと。
- ・ 住宅防音工事の実施等については、地元の要望を踏まえ、対応すること。
- ・ 地元自治体の意向をしっかりと聞き、住民へ丁寧に対応すること。

8月30日の情報提供を受け、防衛省に対して、引き続き、適時適切に情報提供を行うよう、口頭で申し入れた。

※ 厚木基地周辺の住宅防音工事等対象区域については、昭和54年の指定以降、4回にわたり見直しされており、平成18年1月に現在の対象区域の指定告示がされている。対象世帯数は令和4年3月現在231,000世帯。

オ 米海軍原子力空母エイブラハム・リンカーンの横須賀基地への寄港

(ア) 外務省からの情報提供

令和4年5月19日に、外務省から、横須賀基地への米空母の寄港について情報提供があった。

(情報提供の概要)

- ・ 米海軍原子力空母ロナルド・レーガンの同型艦（この時点では艦名情報なし）が、横須賀基地に短期間の寄港を行う。
- ・ 寄港期間中、乗務員は施設・区域外への外出が許可される。
- ・ 米海軍は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に、引き続き注力していく。

(イ) 県の対応

5月19日に、外務省に対し、適時適切な情報提供、航行及び寄港期間中の安全管理に万全を期すこと、新型コロナウイルス感染症対策の徹底、乗組員への上陸前研修等規律保持の徹底を口頭要請した。

(ウ) その後の状況

a 外務省からの追加情報提供

5月20日に、外務省から、空母エイブラハム・リンカーンが21日、横須賀基地に入港する予定との情報提供があった。

b 寄港の状況

空母エイブラハム・リンカーンは、5月21日から26日まで横須賀基地に寄港した。

カ 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

(ア) 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

a 経緯

6月30日、防衛省から横須賀基地内でのPFOS等の検出について情報提供があり、その後も、継続的に、採水結果等について防衛省から情報提供を受けている。また、情報提供の内容等を踏まえ、神奈川県基地関係県市連絡協議会※（略称：県市協）、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）を通じて国への要請活動を行っている。

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

構成市：横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成

構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、

(情報提供の概要)

- 6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水から PFOS 等を検出
(1回目採水結果)。検出原因は不明であり、調査中
- 9月12日 2回目採水結果情報提供。米軍は対策として粒状活性炭
フィルターを使用予定。また、国の調査の結果、周辺海域
の海水からは暫定目標値以上の PFOS 等は検出されず。
- 9月30日 3回目採水結果(一部)情報提供。米軍は11月1日まで
に粒状活性炭フィルターを設置予定。
- 10月27日 3、4、5回目採水結果情報提供。粒状活性炭フィルタ
ーの本格稼働開始は11月1日を予定。米軍は11月以降、
2週間に1度、採水調査を実施予定。米軍が横須賀基地内
22か所で採水調査を実施し原因究明を進める。
- 11月1日 粒状活性炭フィルター稼働開始。

採水の分析結果

(ng/L)

サンプリング結果		PFOS	PFOA	合計	採水日	県への情報提供日	
生活排水ライン	1回目	入口	19	不検出	19	5/9	6/30, 7/1
		出口	100	12	112		
	2回目	入口	15	不検出	19	7/6	9/12
		出口	97	15	112		
	3回目	入口	不検出	11, 100	11, 100	8/29	9/30, 10/27
		出口	442	8, 150	8, 592		
	4回目	入口	29	5.7	34.7	8/30	10/27
		出口	130	34	164		
	5回目	入口	不検出	6, 280	6, 280	9/29	10/27
		出口	不検出	11, 700	11, 700		
産業排水ライン	1回目	入口	不検出	不検出	不検出	5/9	6/30, 7/1
		出口	30	27	57		
	2回目	入口	17	不検出	17	7/6	9/12
		出口	48	45	93		
	3回目	入口	26.9	112	138.9	8/29	9/30, 10/27
		出口	1, 370	4, 080	5, 450		
	4回目	入口	37	6.4	43.4	8/30	10/27
		出口	180	73	253		
	5回目	入口	不検出	8, 420	8, 420	9/29	10/27
		出口	不検出	12, 900	12, 900		

(県の対応)

- 7月20日 縣市協として、県内米軍基地におけるPFOS等を含む製品の保管・使用状況の公表、代替品への交換の早期完了等を、外務省及び防衛省に要請。
- 8月23日 他県でのPFOS等の流出事故等を踏まえ、渉外知事会として、在日米軍基地におけるPFOS等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況の情報提供等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月3日 県内米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出を受け、縣市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。

(イ) 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

a 経緯

9月25日、防衛省から厚木基地内でのPFOS等を含む泡消火薬剤の放出について情報提供があり、その後も、継続的に、米軍の対応状況等について防衛省から情報提供を受けている。また、縣市協を通じた国への要請活動、環境補足協定に基づく厚木基地への立入調査を行った。

(情報提供の概要)

- 9月25日 9月24日夜、米側から国に、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨の通報あり。24日、流出防止のための調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を実施。
- 9月28日 泡消火薬剤が混合した水の一部が基地内を流れる蓼川へ流出していたことが判明。流出した泡消火薬剤にはPFOS等を含んでいる。
- 10月7日 調整池の水を、粒状活性炭フィルターを通したうえで蓼川に放流。
- 10月13日 調整池の水がなくなるまで、放流を継続。
- 10月21日 調整池から粒状活性炭フィルターを通しての放流が

15日に完了、16日に調整池内に堆積した泥を回収、洗浄。10月20日、調整池から蓼川へのゲートを開放、通常の運用体制再開。なお、厚木基地では、12月に泡消火薬剤の交換を完了する計画。

(県の対応)

10月3日 県内米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出を受け、県市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。

10月6日 環境補足協定に基づき、国（防衛省、外務省、環境省）、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地へ立ち入り、採水を実施。

参考：厚木基地周辺での採水結果

- ・ 9月27日、県が基地周辺の河川で採水し、分析した結果、蓼川の厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値190ng/Lを検出。（10月18日公表）
- ・ 9月28日、防衛省が蓼川（基地の外）で採水し、分析した結果、厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値180ng/Lを検出。（10月21日公表）

キ 米空軍オスプレイの地上待機措置について

(ア) 経緯

令和4年8月18日、米空軍は、米本土及び同盟国で運用するCV-22オスプレイ（※）について、エンジンとプロペラをつなぐクラッチを巡る問題により、無期限で地上待機するよう指示したとの報道があった。

本県から防衛省に確認したところ、8月22日までに次の情報提供があった。

- ・ 米空軍は、8月16日、2017年以降の安全上の事象の発生を受け、当面の間、米空軍オスプレイ全機を地上待機させることを決定した。
- ・ 今回の措置は、米空軍の独自の判断で行われたものであり、海兵隊のMV-22オスプレイは対象とされておらず、飛行を継続。
- ・ 米海兵隊では、米空軍が指摘するクラッチを巡る状況については2010年に把握し、乗務員に対する訓練を通じ、これを原因とする深刻なトラブルを起こすことなく安全に運用できる手順が既に確立され、実践されている。

※ CV-22は、米空軍が運用するオスプレイで、我が国では、平成30年から横田基地への配備

が始まり、2024年（令和6年）までに10機配備される計画となっており、現在6機が配備されている。

(イ) 渉外知事会の要請

8月23日、渉外知事会会長（神奈川県知事）から防衛省及び外務省に対して、次のとおり口頭で要請した。

- ・ 米空軍オスプレイについては、国として詳細を把握の上、日米間で連携して安全性を確認するとともに、安全性が明らかになるまで、地上待機措置を継続すること。
- ・ 在日米軍が運用している米海兵隊オスプレイ等の他の機種についても、安全性を確認し、必要に応じて地上待機等の安全確保措置を実施すること。

(ウ) 地上待機措置の解除

9月3日、防衛省から、米空軍オスプレイの地上待機措置解除について、次のとおり情報提供があった。

- ・ 米空軍オスプレイの飛行の安全が確保できることを確認したことから、9月2日、地上待機措置が解除された。
- ・ 米空軍が運用手順の確認、搭乗員に対する教育・訓練内容の追加、機体点検などを継続的に行うことにより、飛行の安全が確保できることを確認した。

(I) 県の対応

9月5日、引き続きの情報提供、飛行にあたっての安全確保の徹底を図るとともに、今後、追加的な安全対策が必要になった場合等には速やかな対応を行うことについて、防衛省に対して口頭要請した。

ク 米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供

厚木基地に隣接する日本飛行機株式会社厚木工場において実施している米海兵隊オスプレイの定期機体整備に関する国からの情報提供は次のとおりである。

情報提供日	情報提供内容
令和4年2月2日	令和4年2月から1機の機体整備実施（1機目）
令和4年8月2日	令和4年8月から1機の機体整備実施（2機目）

参考：整備実施に関する情報提供の概要

令和3年6月及び8月、国から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 普天間飛行場に配備されている米海兵隊オスプレイの定期機体整備を請け負う企業として日本飛行機株式会社と株式会社 SUBARU

(木更津駐屯地で定期整備実施中) が選定された。

- ・ 日本飛行機株式会社は、厚木基地に隣接する厚木工場において、内部構造の点検等の定期機体整備を行う。
- ・ 契約期間は、令和3年7月から令和12年12月まで。整備機数は未定。(日本飛行機株式会社と株式会社 SUBARU で合計 51 機)

ケ 米軍及び米軍人等による事件・事故

(7) 事件・事故の概要

a 県等で要請を行った事件・事故

令和4年1月1日から11月30日までに、県又は県市協で要請を行った事件・事故等は5件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和4年5月22日	米海軍人1名が横浜市西区の路上で、日本人3名に暴行し逮捕された。
令和4年6月30日	横須賀基地内の排水からPFOS等が検出された。
令和4年7月9日	逗子市路上で4名が突き飛ばされて重軽傷を負い、米軍人が傷害罪で起訴された。
令和4年7月27日	米軍人が私的に訪れた北海道長沼町で、民間車両と事故を起こした。
令和4年9月24日	厚木基地でPFOS等を含む泡消火薬剤が流出した。

b 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
犯罪検挙件数	22 (12)	14 (8)	10 (7)	22 (12)	14 (6)
交通事故件数	56 (34)	45 (27)	37 (18)	36 (24)	32 (16)

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 令和4年は令和4年1月1日から10月31日までの件数で速報値。

c 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
航空機事故件数	1	(1)	0	0	0
その他の事故件数	1	0	0	1	2

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

注2 平成30年のその他の事故は、キャンプ座間における火災。

注3 令和元年の航空機事故件数の(1)は、県が国に事実関係の確認等を依頼中のもの。

注4 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注5 令和4年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地におけるPFOS等の流出事故。

注6 令和4年は令和4年1月1日から10月31日までの件数。

(イ) 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(3) 在日米軍の県防災訓練への参加について

ア 在日米軍の県防災訓練への参加状況

(ア) 経緯

県が、平成 20 年 2 月に在日米海軍と、同年 6 月に在日米陸軍と締結した「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍（在日米陸軍）との覚書」に基づき、県の防災訓練に在日米軍が参加している。

在日米海軍は平成 19 年度の県・伊勢原市合同総合防災訓練から、在日米陸軍は平成 20 年度の県・横須賀市合同総合防災訓練から毎年参加している。

平成 24 年度から始まった「ビッグレスキューかながわ」に在日米陸海軍が参加し、平成 25 年度からは在日米空軍が参加している。

平成 25 年度から「県・市町村合同図上訓練」に、在日米陸海軍が参加している。

平成 27 年度には「神奈川県国民保護共同実動訓練」に、在日米陸海軍の消防隊が参加した。

令和 2 年度及び令和 3 年度の「ビッグレスキューかながわ(神奈川県・葉山町合同防災訓練)」は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

令和 4 年度の「ビッグレスキューかながわ（神奈川県・葉山町合同総合防災訓練）」は 3 年ぶりに開催され、在日米陸海軍が参加した。

(イ) これまでの参加内容

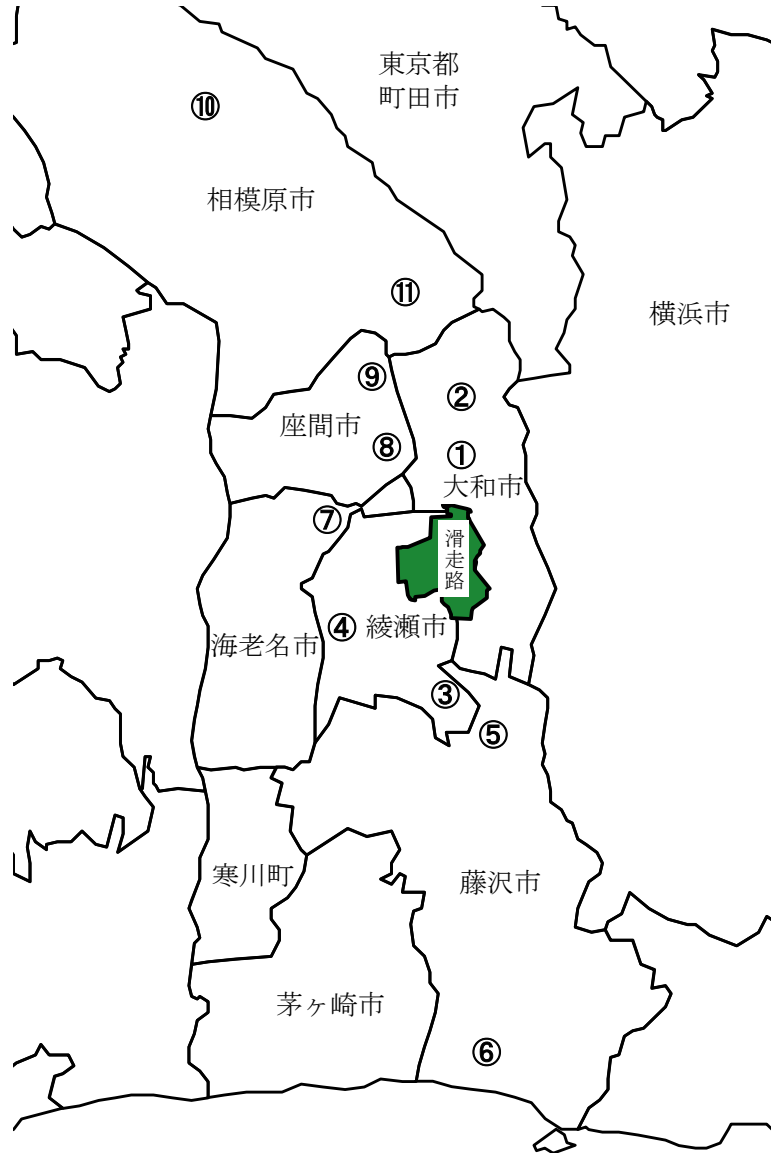
在日米軍は、ヘリコプターと車両による医療チームや緊急医療物資の輸送訓練、救護所における医療救護活動訓練を、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）などと連携して実施している。

イ 在日米軍参加の実績一覧

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H19	平成19年9月2日	県・伊勢原市合同総合防災訓練	伊勢原市総合運動公園他	在日米海軍
H20	平成20年9月1日	平成20年八都県市合同防災訓練 (神奈川県・横須賀市合同総合防災訓練)	横須賀新港埠頭	在日米陸軍 在日米海軍
H21	平成21年8月30日	県・小田原市合同総合防災訓練	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍
H22	平成22年8月29日	県・座間市合同総合防災訓練	座間市相模川グラウンド他	在日米陸軍 在日米海軍
H24	平成24年9月16日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊 武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍
H25	平成25年9月21日	ビッグレスキューかながわ (県・平塚市合同総合防災訓練)	湘南海岸公園 (平塚市) 他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成26年1月30日	平成25年度神奈川県・県央地域8市町村 合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H26	平成26年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・小田原市合同総合防災訓練)	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成27年1月23日	平成26年度神奈川県・横須賀三浦地域 合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H27	平成27年8月30日	ビッグレスキューかながわ (県・厚木市合同総合防災訓練)	県総合防災センター他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成28年1月15日	第8回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
	平成28年1月26日	神奈川県国民保護共同実動訓練	相模原市立淵野辺公園他	在日米陸軍 在日米海軍
H28	平成28年9月11日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成29年1月20日	平成28年度神奈川県・湘南地域8市町 合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H29	平成29年9月1日	第38回九都県市合同防災訓練(平成29 年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓 練(ビッグレスキューかながわ))	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成30年1月11日	第9回九都県市合同防災訓練・図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
H30	平成30年8月26日	ビッグレスキューかながわ (県・海老名市合同総合防災訓練)	県立相模三川公園 他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成31年1月30日	平成30年度神奈川県・県西地域10市町 合同図上訓練	県庁第2分庁舎他	在日米陸軍 在日米海軍
R元	令和元年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・伊勢原市合同総合防災訓練)	伊勢原市総合運動公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
R4	令和4年10月16日	ビッグレスキューかながわ (県・葉山町合同総合防災訓練)	南郷上ノ山公園 他	在日米陸軍 在日米海軍

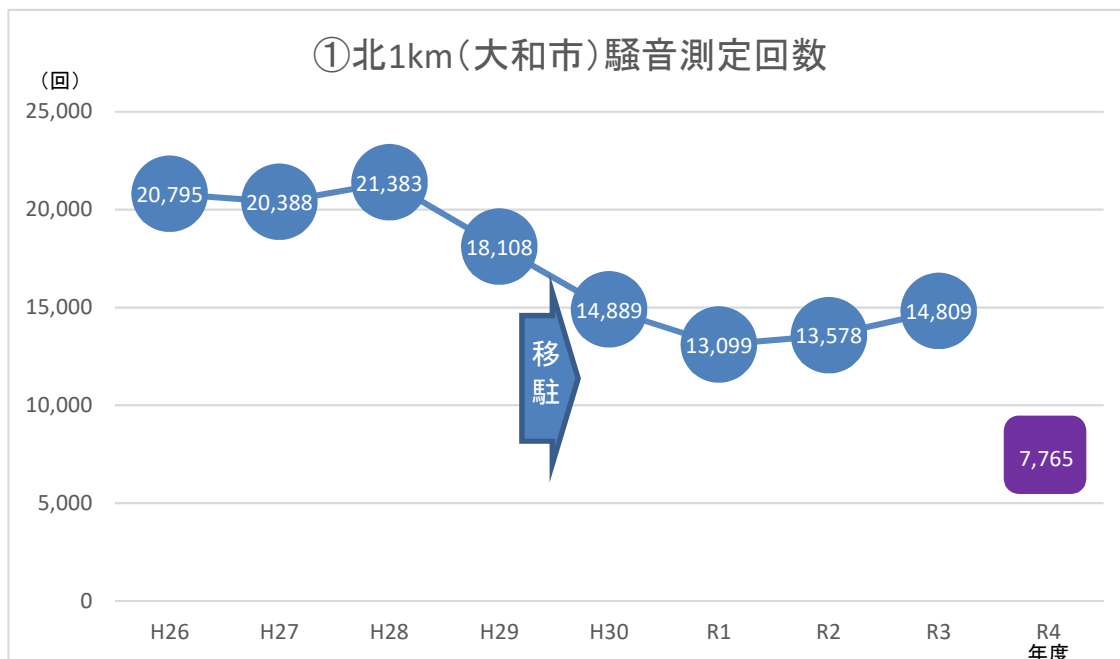
注 平成23年度の県・松田町合同総合防災訓練に参加予定だったが、荒天のため中止。

[騒音計設置場所]

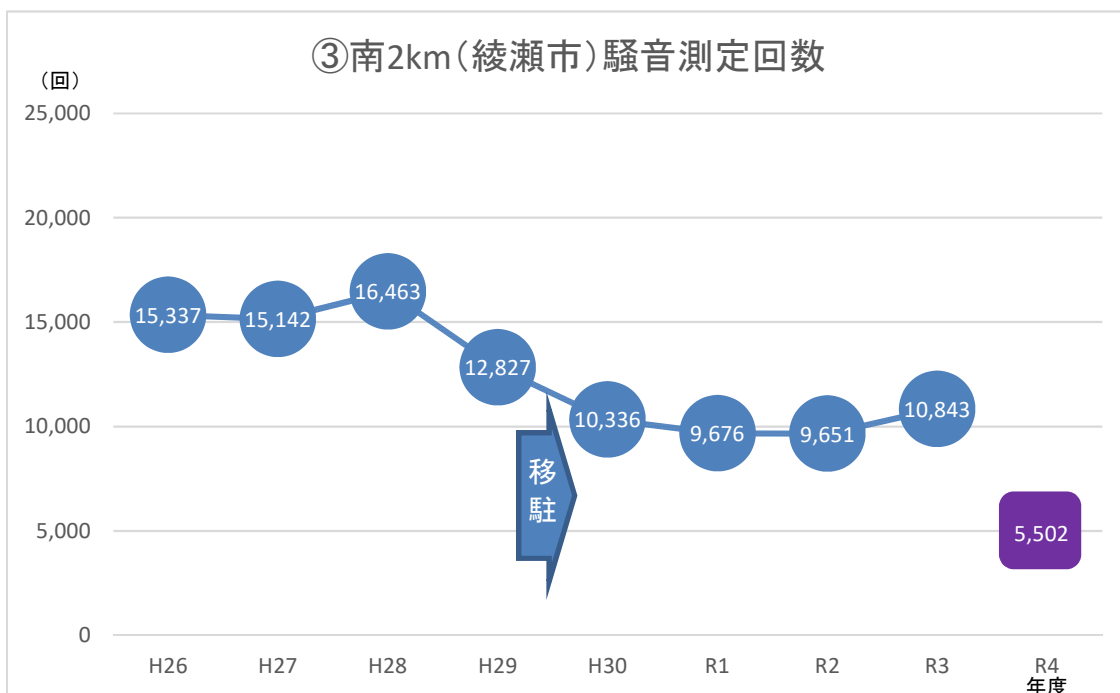


空母艦載機移駐前後の騒音測定回数（※）の推移 （北 1 km、南 2 km）

※：騒音測定回数
70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。



※令和4年度は9月末時点

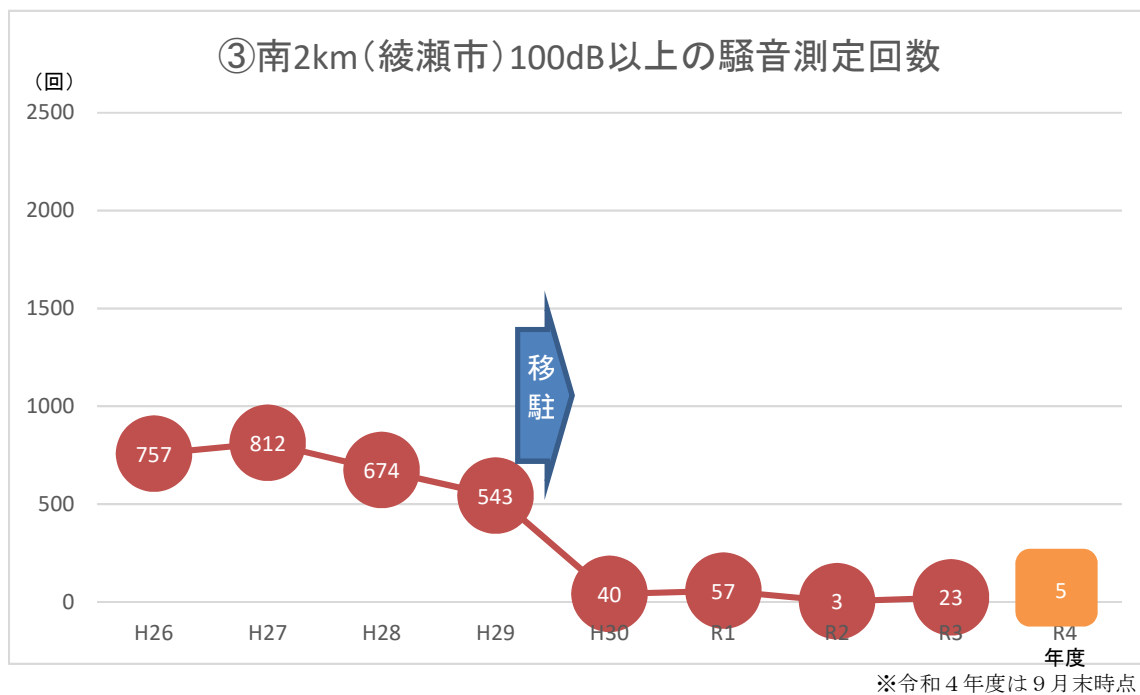
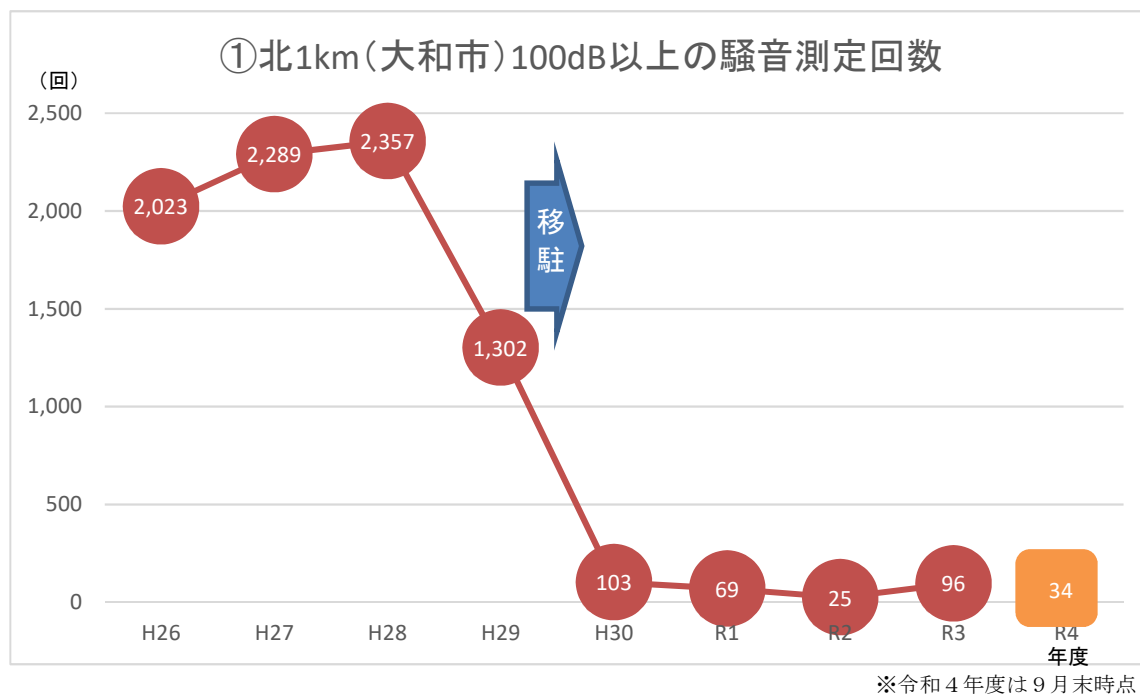


※令和4年度は9月末時点

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移

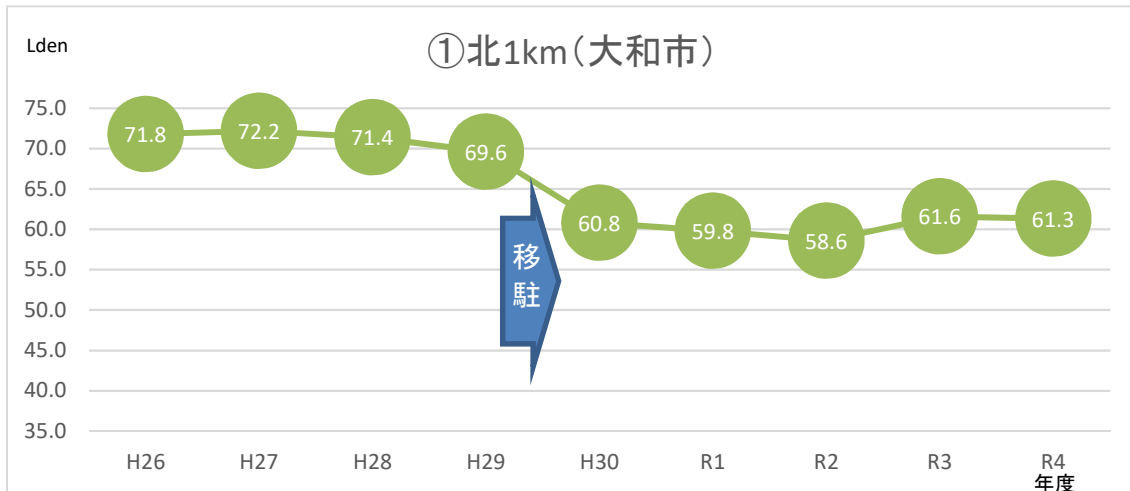
(北1km、南2km)

ジェット戦闘機等は他機種と比べて騒音が大きいため、100dB以上の騒音はジェット戦闘機等によるものと想定される。

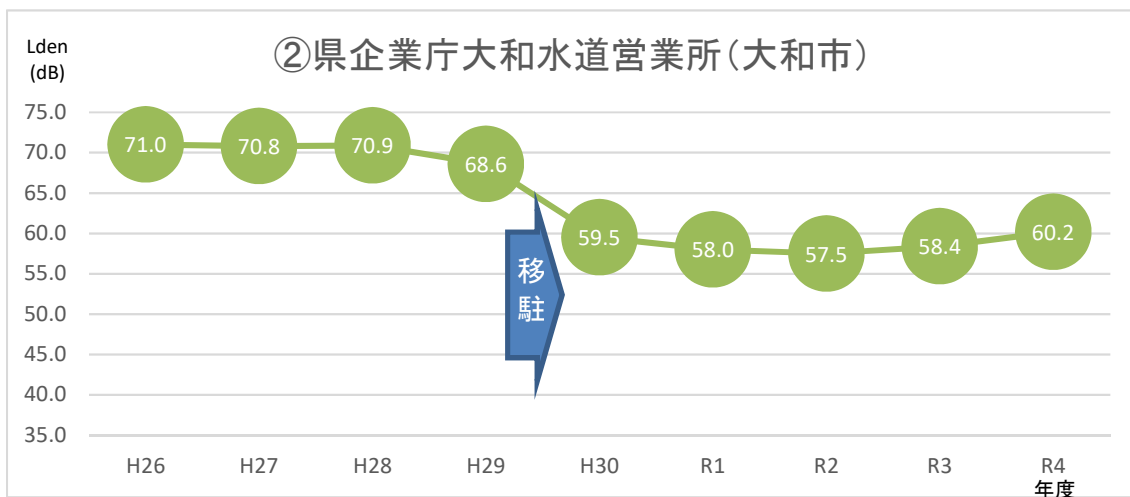


空母艦載機移駐前後のLdenの推移

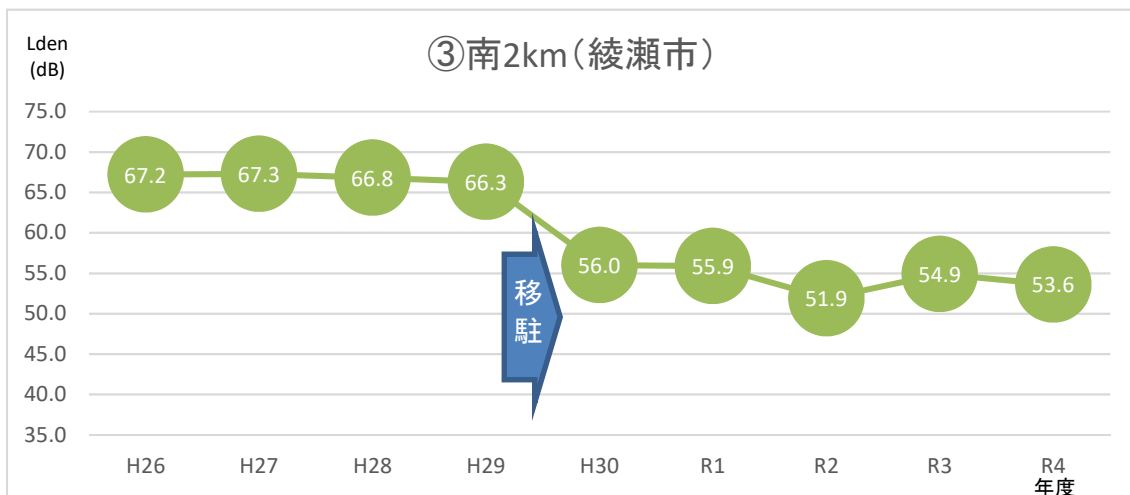
(県内11か所)



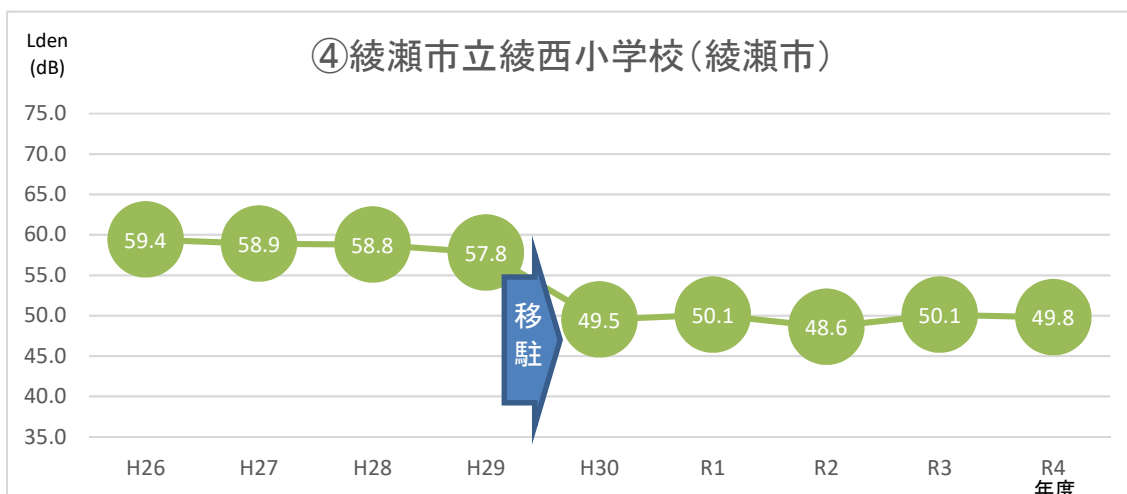
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



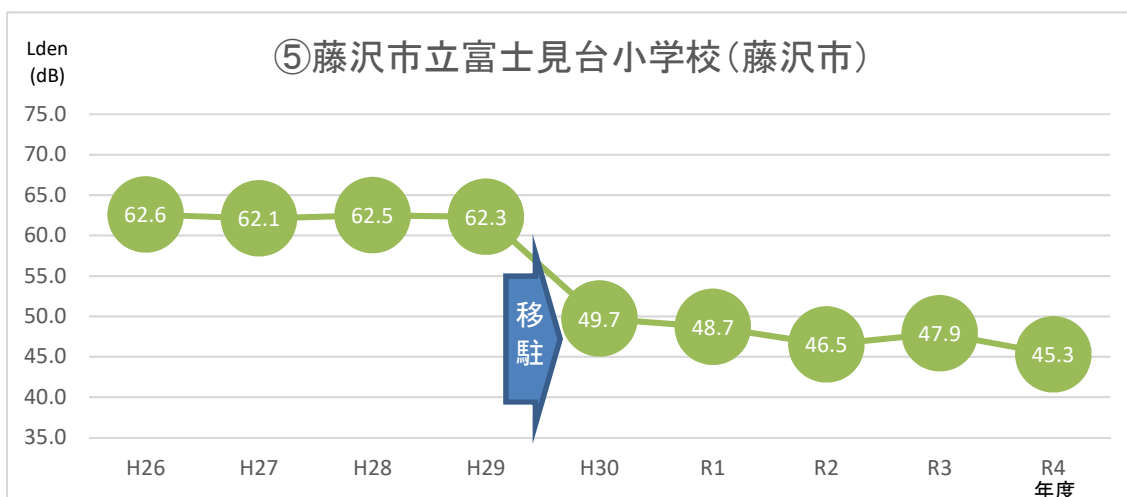
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



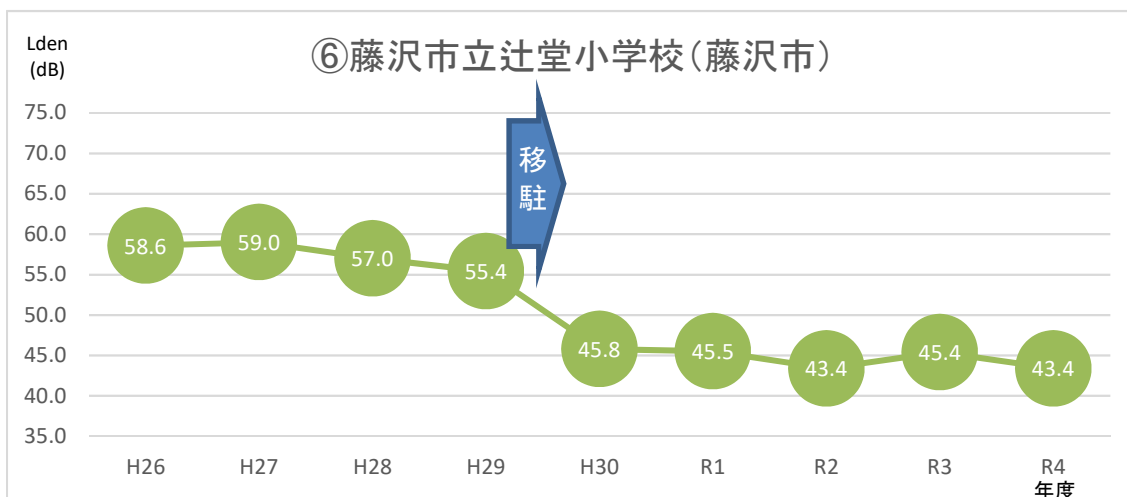
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



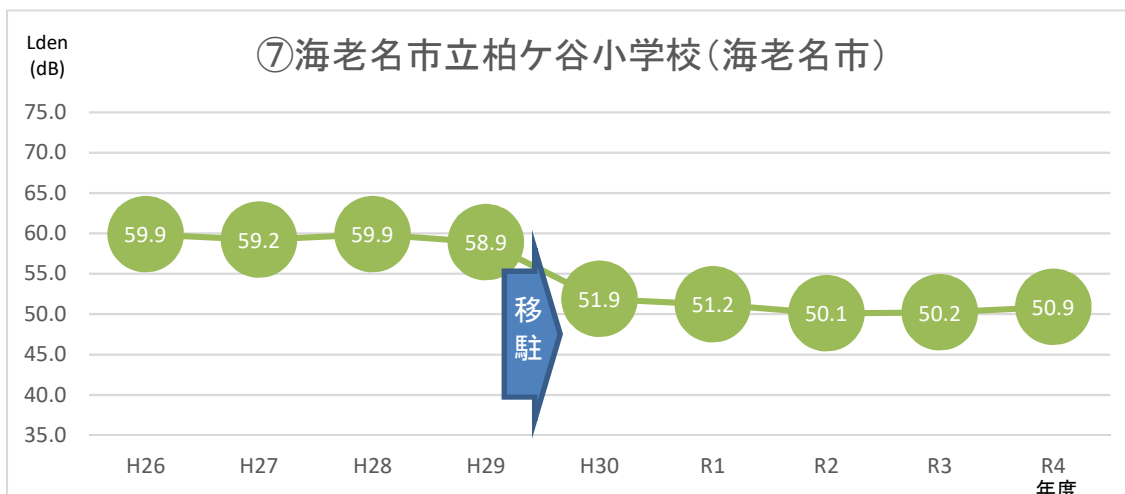
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



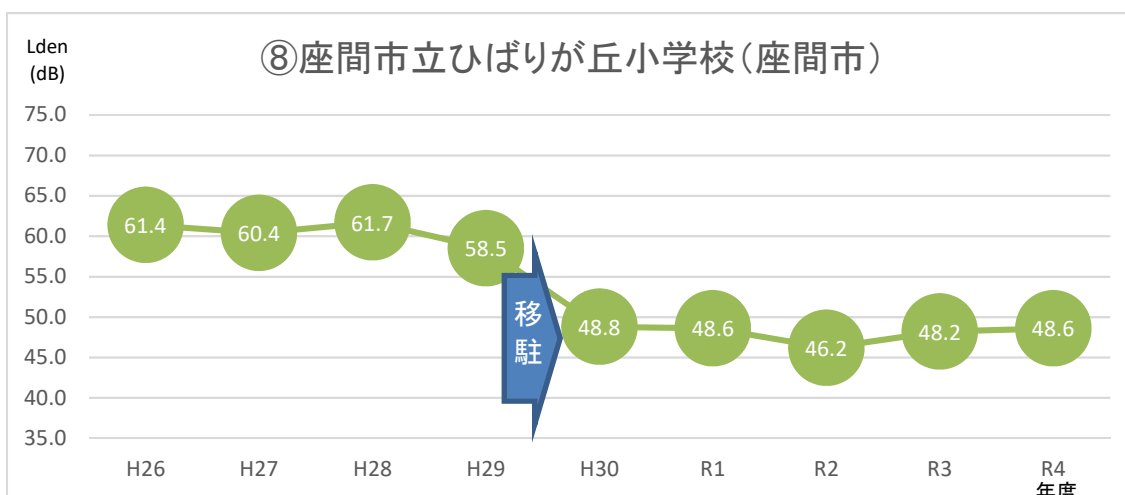
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



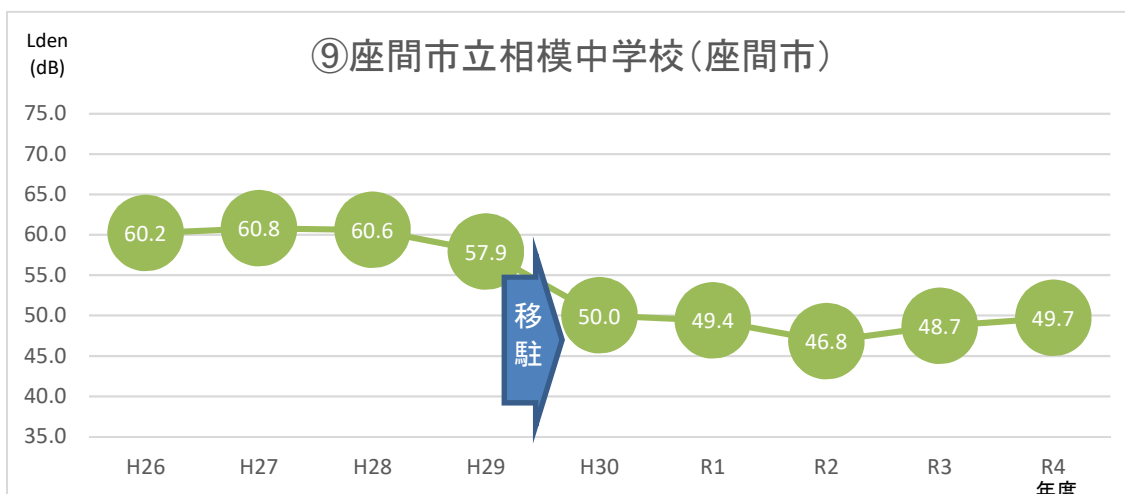
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



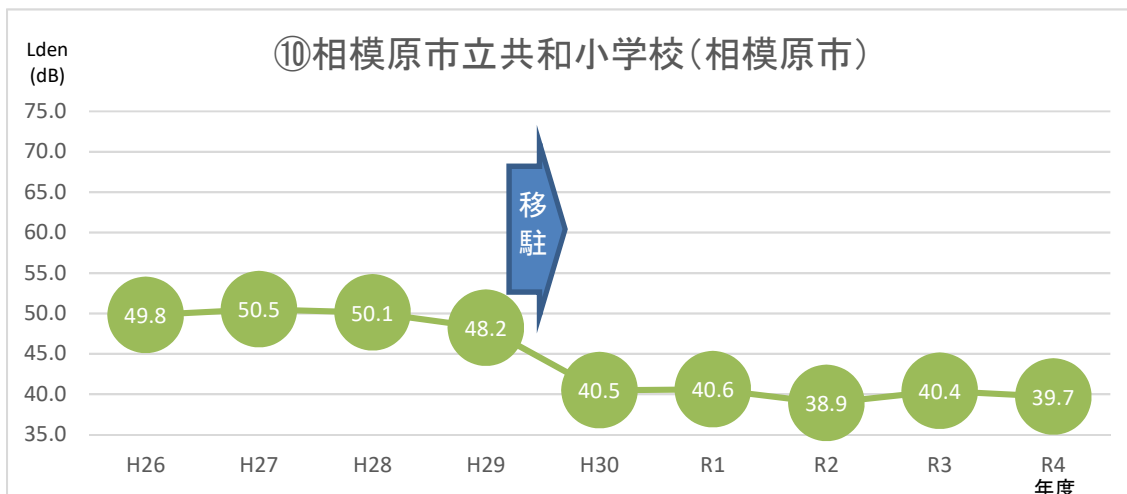
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



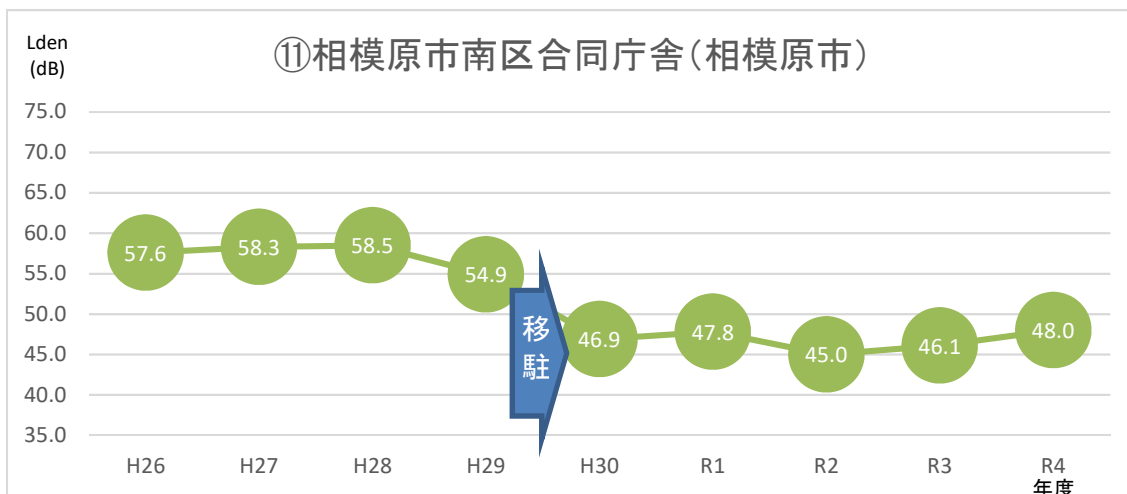
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



※令和4年度は4月から9月までの半年平均



※令和4年度は4月から9月までの半年平均



※令和4年度は4月から9月までの半年平均

空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	2,757	2,770	1,313	1,213	1,817	1,158	1,215	770	1,983	1,994	2,196	1,609	20,795
H27	2,697	2,407	1,382	1,025	1,044	1,057	1,608	1,153	1,753	1,754	2,366	2,142	20,388
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087	21,383
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307	18,108
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421	14,889
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168	13,099
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384	13,578
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	1,284	1,444	1,262	945	987	1,475	14,809
R4	1,509	1,365	1,675	1,113	1,032	1,071	—	—	—	—	—	—	7,765

③南2km(綾瀬市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	1,737	1,894	906	748	1,243	744	819	724	1,513	2,019	1,771	1,219	15,337
H27	1,985	1,310	897	746	829	765	1,267	1,025	1,604	1,347	1,793	1,574	15,142
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667	16,463
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885	12,827
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967	10,336
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843	9,676
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908	9,651
R3	949	844	1,207	701	536	912	1,075	1,100	919	771	777	1,052	10,843
R4	975	938	1,200	857	632	900	—	—	—	—	—	—	5,502

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	340	282	11	18	172	42	3	19	301	412	334	89	2,023
H27	487	239	3	5	4	6	170	56	400	272	442	205	2,289
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154	2,357
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12	1,302
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1	103
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1	69
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2	25
R3	19	17	3	0	0	2	32	8	0	0	2	13	96
R4	21	5	0	2	1	5	—	—	—	—	—	—	34

③南2km(綾瀬市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	162	156	3	5	63	15	0	9	85	125	108	26	757
H27	169	126	2	1	0	15	48	13	110	86	167	75	812
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42	674
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5	543
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0	40
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0	57
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
R3	4	5	0	0	0	1	8	2	0	0	0	3	23
R4	2	2	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	5